

## 50代のマネー術

番外編 (下)

連載で取り上げた遺族年金について、「より詳しく説明して」との声があった。遺族年金は大別して、遺族基礎年金と遺族厚生年金の2種類。遺族基礎年金は、死亡した夫が国民年金や厚生年金の加入者で、一般的に高校生以下の子どもがいる妻に支給される。妻と子一人の場合、年102万円(2010年度)。夫が会社員など厚生年金加入者だと遺族厚生年金がもらえる。遺族厚生年金の額は、夫の老齢厚生年金(報酬比例部分)の4分の3。子どもがない場合は遺族基礎年金はもらえないで、遺族厚生年金のみ。妻の年収が850万円以上だと、妻は遺族基礎年金、遺族

厚生年金とも受給できない。夫の厚生年金加入期間が原則20年以上で、子がいなくて夫の死亡時に40～64歳の妻か、子が18歳を超えた40歳以上の妻には、「中高齢寡婦加算」が上乗せされる。年間59万4200円で、期間は妻が65歳に達するまで。

ずっと専業主婦で厚生年金に加入したことのない女性の場合は、65歳以降、自身の老齢基礎年金と遺族厚生年金がもらえる。だが、妻に厚生年金の受給資格がある場合は話が複雑になる。

現在50代の女性は、60歳から「特別支給の老齢厚生年金」を受け取れるが、これを受け取ると、遺族厚生年金が受給できなくなる。社

**会保険労務士の東海林正昭さん**

は「特別支給の老齢厚生年金か、遺族厚生年金か、どちらかしかもらえないで、当然、多くもらえる方にすればいい。妻の厚生年金加入期間が夫より短かつたり、

妻の給料が夫よりも低かったりしていれば、遺族厚生年金を受け取る方が有利でしょう」と話す。

妻が65歳になると、「特別支給の老齢厚生年金」は、老齢厚生年金と老齢基礎年金に入れ替わる。妻が専業主婦だった期間が長い場合は、妻自身の老齢基礎年金と老齢厚生年金、さらに遺族厚生年金の一部を受け取ることが多い(くわしく言えば、老齢基礎年金と老齢厚生年金を受け取ったうえで①遺族厚生年金②遺族厚生年金の3分の2と、妻の老齢厚生年金の2分の1の合計——のどちらが多い方と、老齢厚生年金との差額が老齢厚生年金に上乗せされる)。

かなり複雑だが、50代の夫婦なら、2人のねんきん定期便を見ながら計算すれば、夫に万が一のことがあつた時の大体の遺族年金額がわかる。

くらし  
家庭